

三世代ファミリー定住支援事業

町では、三世代が同居することにより、子育て環境の充実、高齢者支援を推進するとともに、定住化の促進を図ることを目的とし、子世帯と親世帯が同居するための新築・増築・リフォーム等に係る費用の一部を補助します。

同居：同一敷地内に三世代が居住すること。

(同一敷地内であれば離れ(母屋と分離した建物)でも対象となります。)

補助対象者

- ・親・子・孫(中学生以下)の三世代が同居すること
- ・3年以上継続して三世代が同居する見込みのある者
- ・申請年度内に工事を完了すること
- ・工事着工前に申請すること
- ・親又は子が工事の契約者であること
- ・町税等の滞納がないこと

同居する孫は、中学生以下であることが対象条件です。

補助対象工事

- ・平成29年4月1日以降に契約する工事
- ・新築・増築・リフォーム等に係る200万円以上の工事

本工事に係る、町のほかの補助金を受けていないこと。

補助対象外工事

- ・敷地造成、門、塀などの外構工事は対象外
- ・家具・家庭用電気器具などの購入、設置費は対象外
- ・物置、車庫等は対象外

補助額 **定額20万円**
200万円以上の工事が対象

詳細は、ホームページに掲載

お問い合わせ先

まちづくり課 建設係

TEL:0478-86-6074(直通)

FAX:0478-86-4051

